

★介護予防・日常生活支援総合事業のお知らせ★

令和7年7月より通所型サービスの種類により利用者が限定されます。

7月1日以降に新規でサービスを利用される方、更新認定を受けた方については、下記表のとりの利用となります。

既にサービスを利用している方については、プランの更新時期まではサービスを継続利用でき、更新時に今回の見直し内容に基づきサービスを利用していただくことになります。

※サービスの利用には介護予防ケアマネジメントが必要です。



通所型サービスについて

	健康向上通所型サービス (従前相当サービス)	健康維持通所型サービス (多様な主体サービス)	短期集中通所型サービス (短期集中予防サービス)
疾病の安定度	病態が不安定	病態が安定	病態が安定
運動・活動制限	無 OR 有	無	無
改善・維持・悪化	改善・維持・悪化	維持	改善
利用対象者	要支援 1, 要支援 2	要支援 1, 要支援 2, 事業対象者 継続利用要介護者	要支援 1, 要支援 2, 事業対象者
対象者の状態像	変更なし	変更なし	変更なし
疾患例	癌(終末期)・進行性難病 認知症・精神疾患 等	疾患による制限なし	疾患による制限なし ※ただし医師による運動制限がない方

①健康向上通所型サービス(従前相当デイサービス)

デイサービスセンターにおいて、介護職員等による食事・入浴などの支援や機能訓練等を日帰りで行います。

利用対象は、要支援 1・2 とし、事業対象者は“利用対象外”となります。

さらに、要支援 1・2 の中でも、終末期の癌や、パーキンソン病、ALS 等の進行性難病、認知症、精神疾患に罹患している方など、専門職の関わりや支援が必要な方が対象です。

※疾患の該当がない場合でも、①概ね 90 歳以上で、身体機能の低下などで自宅のお風呂に入れないなど、サービスを利用する必要がある場合は応相談となります。②やむを得ない理由がある場合は、市と相談のうえ、決定する場合があります。



②健康維持通所型サービス(多様な主体サービス)

デイサービスセンターや、コミュニティセンター、集会所等において、軽い運動やレクリエーション等のミニデイサービス(半日のデイサービス)を行います。週に 1 回程度利用できます。

利用対象は、要支援 1・2、事業対象者、継続利用要介護者(今まで利用していた要支援者)となります。

③短期集中通所型サービス(短期集中予防サービス)

日常生活に支障のある生活行為に対し、元の生活に戻れるよう、リハビリ専門職等が支援します。実際の様子を確認して目標を設定し、筋力・体力・口腔機能・認知機能の諸要素に対して、包括的運動プログラムを、週 2 回・3 か月間、集中的に支援します。

利用対象は、今までと変わらず、要支援 1・2、事業対象者いたします。利用に当たり、疾患の制限はありませんが、医師から運動制限を受けていないことが条件となります。

【問合せ】ひたちなか市高齢福祉課
Tel 029-273-0111 内線 7235